セゾンカード規約及び本特約をよくお読みのうえ大切に保管して下さい。

セゾンゴールド・アソシエ・アメリカン・エキスプレス・カード特約

第1条(カードの発行)

ゴールドカードセゾンの会員であるお客様が、本特約とセゾンカード規約 (セゾン・アメリカン・エキスプレス・カードの特則含む)を承認しセゾン ゴールド・アソシエ・アメリカン・エキスプレス・カード(以下「本カード」という)のご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第2条(カード規約)

(1)本カードについては、セゾンカード規約(セゾン・アメリカン・エキスプレス・カードの特則含む)に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

(2)本カードについては、セゾンカード規約 セゾン・アメリカン・エキスプレス・カードの特則第7条(セゾンゴールド・アメリカン・エキスプレス・カード、セゾンローズゴールド・アメリカン・エキスプレス・カード 及びセゾンプラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード)が適用されます。

第3条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第24条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

(1)①会員がゴールドカードセゾンの会員資格を取り消されたとき。

第4条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。